



外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向 (令和3年度改定)

令和3年（2021年）10月
北 海 道

目 次

1	背景（現状）	1
	（1）日本の状況	1
	（2）北海道の状況	1
	（3）新型コロナウイルス感染症の影響	1
2	目指す姿	2
3	外国人材の受入拡大・共生に向けた課題	2
	（1）外国人における課題	2
	（2）道内企業等における課題	2
	（3）地域（住民）における課題	3
4	取組の基本方向と主な施策	3
	（1）外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる	4
	①啓発活動の推進	4
	②日本人と外国人との交流行事の開催	4
	③地域における多文化共生の担い手となる人材の育成	4
	（2）外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる	4
	①情報提供・相談体制の充実	4
	②災害時の情報提供・支援	5
	③外国人患者の受入環境整備や子育て支援サービスの多言語化	5
	④住宅確保のための環境整備・支援	6
	⑤外国人児童生徒の教育等の充実	6
	⑥地域における外国人ネットワーク化	6
	（3）外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行等を理解できる環境をつくる	7
	①外国人の日本語学習の支援、多言語化環境の推進	7
	②行政・生活情報の提供等	8
	（4）業界や企業等における受入環境づくりを支援する	9
	①行政、業界団体等の連携体制の構築	9
	②在留資格など諸制度に関する説明会・研修会の開催	9
	③外国人材の就業支援	9
	④適正な雇用管理・就業環境の周知・啓発	10
	⑤関係団体や企業等の取組への支援	10
	（5）北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む	11
	①海外の関係機関等とのネットワーク構築	11
	②道内の就業環境や生活環境の情報発信	12

1 背景（現状）

（1）日本の状況

我が国では少子高齢化の進行を経て、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少局面に入っている。また、首都圏への人口集中が進んでおり、地方においては限界集落化している地域も見られている。一方で、グローバル化の進行という世界的な潮流の中で、我が国に在留する外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年（2020 年）12 月末時点で約 288 万人と平成 24 年以来 8 年ぶりに減少しており^{※1}、このうち、外国人労働者数は、令和 2 年（2020 年）年 10 月末現在、約 172 万人で、前年同期比約 6 万 5 千人、4.0 パーセント増加し、平成 19 年（2007 年）に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しているも、増加率は大幅に低下している^{※2}。

世界における国際的な移住者の推移を見ると、これまで新興国・途上国から先進国への流入が大きな流れになっているが、今後、世界人口の伸びや生産年齢人口の伸びが低下し、豊富な労働力を活用できなくなる見込みがある中で、先進国では労働力不足が顕著になっており、先進国間では人材争奪戦の様相を呈している。

こうした中で、国は、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていくため、平成 30 年 12 月、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法を改正したところであり、今後、新たな在留資格制度の創設に伴う「特定技能」の外国人の増加が見込まれる。

（2）北海道の状況

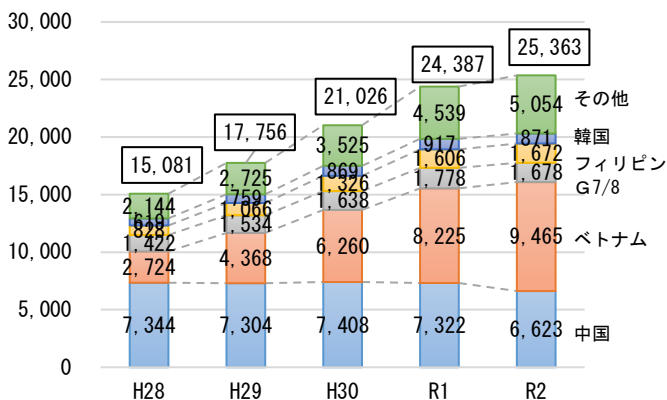
北海道においても在住外国人数はここ 5 年間で約 66 パーセント増の約 3 万 8 千人（令和 2 年（2020 年）12 月末現在）となっており^{※1}、このうち、外国人労働者数は、令和 2 年 10 月末現在、約 2 万 5 千人で、前年同期比約 970 人、4.0 パーセント増加している^{※3}。

北海道は全国を上回るスピードで人口減少が進行し、様々な業種で人手不足が深刻化しており、本道の持続的発展に向けて、新たな在留資格により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、今後ますます重要になる。一方で、本道においては、全国と比較して賃金が低く、より多くの収入を求める外国人材が賃金の高い大都市圏に集中する懸念があるほか、広大な北海道においては、受け入れる外国人が多様な地域に居住することから、それぞれの地域における受入環境整備が必要になるとともに、定着に向けて、地元住民などとの交流拡大を図ることも重要である。

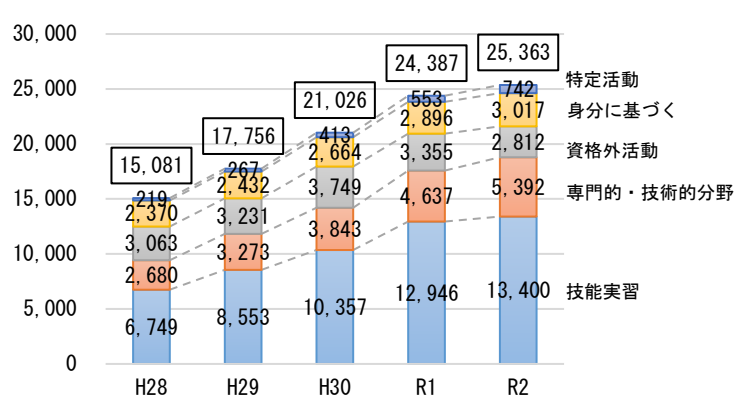
（3）新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、令和 2 年（2020 年）3 月以降、日本においては、水際対策として多くの国からの上陸を拒否していることや、航空便の運休などから、外国人材の出入国に大きな影響が出ている。令和 3 年 9 月現在、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置が国において検討されているが、新型コロナウイルス感染症再拡大の防止と両立する範囲内で試行することとされており、引き続き、状況の注視が必要である。

道内の外国人労働者数（国籍別）^{※3}



道内の外国人労働者数（在留資格別）^{※3}



※1 出典：法務省「在留外国人統計」

※2 出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

※3 出典：厚生労働省北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」

2 目指す姿

外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道

北海道で安心して働き、暮らすことができる環境づくりを進め、その魅力を国内外に情報発信していくことで、多くの外国人材が本道に就労することを目指す。

3 外国人材の受入拡大・共生に向けた課題

外国人材の受入に当たっては、適正な雇用管理や在留管理はもとより、地域社会の一員となる生活者としての受入れ、互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の実現を図ることが重要である。道としては、国が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下、総合的対応策）に掲げられている施策とも連動しつつ、道内の地域や企業等が外国人材の受入に円滑に対応でき、また、来道される外国人の方々が安心して働き、暮らしていけるよう、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現に向け取り組んでいく必要がある。

(1) 外国人における課題

(日本に関心がある外国人材に北海道を知ってもらう)

国においては、外国人材の受入促進の取組として、在外公館等による情報発信の充実に取り組むこととしているが、本道は大都市圏と比べ外国人労働者が少ないことから、日本に関心がある外国人材に本道の情報が伝わりにくく、本道への留学や就労に関して認知を高めるためには、日本に多くの外国人材を送り出している国との人材交流に関する情報交換などを進めていく必要がある。

(来道後の日本語能力の向上)

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下、基本方針）では、新たに創設される特定技能1号の在留資格に基づき来日する外国人材（以下、特定技能外国人）に対し、受入企業等や特定技能外国人に対する支援を行う登録支援機関が日本語習得の支援を行うこととされている。日本語は曖昧な表現が多いことや敬語があることに加え、特に表記においては漢字が用いられるなど、習熟に時間を要する言語であることを念頭に置き、外国人が日本人とコミュニケーションをうまく取れるよう、受入企業等とも協力しながら、来道後の日本語能力の向上に向けて対応していく必要がある。

(日本の文化、地域の慣行に対する理解促進)

基本方針では、特定技能外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供や、在留中の生活オリエンテーションの実施、各種行政手続についての情報提供や支援を受入企業等や登録支援機関が行うこととされている。日本での生活に不慣れな外国人が、日本の文化や地域の慣行に慣れるには時間を要することから、地域としても支援をしていく必要がある。

(2) 道内企業等における課題

(コミュニケーション能力の向上、日本語教育の必要性)

受入企業等における外国人材とのコミュニケーションは、作業の安全や品質管理、顧客への対応など、経営上の重要な事項に関わることであり、円滑なコミュニケーションを図るため、社内における言語環境の向上を、継続的に図る必要がある。

(外国人材の採用ノウハウ)

道内においては、新たな在留資格制度を活用して外国人材を受け入れようとする意欲的な企業は

少なくないが、これまで外国人材を採用した経験がない中小企業が多くあり、外国人材採用ノウハウが不足していることから、悪質な仲介事業者等の排除はもとより、優良な外国人材の送出し機関との連携や外国人材と地域の企業等とのマッチング機会の確保などが必要である。

(労働条件、就業環境の適正化)

新たな在留資格制度の下で、外国人材が就労の場として本道を選択し、企業等による円滑な受入れを促進するためには、適正な労働条件や雇用管理の確保とともに、外国人材の就業環境の適正化を図ることが課題であり、外国人が安心して働き、暮らすことができるよう、国の関係機関とも連携し、労働関係法令の遵守や日本語能力に配慮した労働安全管理、日本人労働者と同等以上の報酬の確保等の徹底などについて、事業者に対する周知・啓発や、必要な指導・助言等を行う必要がある。

(住宅確保や生活支援への対応)

受入企業等において、外国人材の住宅確保や日常生活への支援などの体制整備が必要となるが、道内の農山漁村地域においては、都市部と違い民間賃貸住宅が少なく、受入企業等が住宅の建設や改築、その他の生活支援に要する費用を負担せざるを得ないといった課題がある。

(3) 地域（住民）における課題

(外国人の増加に対する不安感の解消)

道内の多くの地域において、外国人との接触機会は多いとは言えず、国際交流に携わった経験も住民の一部にとどまっているケースが多い中、外国人が増加することに対して、住民が感じる可能性のある漠然とした不安を解消する必要がある。

(コミュニケーションの充実)

地域において日本人住民と外国人住民が言語や文化、習慣等の壁を乗り越えて共に暮らしていくことができるよう、相互のコミュニケーションの充実を図っていくことが必要である。

(経験、知識、習慣など共通理解促進)

外国人を受け入れる地域の住民にとって、その外国人がどのような文化や習慣を有しているのか把握し、理解することが重要である。相手に対しての許容性を高めるとともに、外国人に少しでも日本の生活習慣や慣行等を理解してもらい、相互に共通理解を高め、外国人が本道で暮らしていく上で生じる可能性がある軋轢を少しでも減らしていくことが必要である。

道や市町村においては、外国人に対する支援や多文化共生の推進を担う人材の育成、就業環境と生活環境の整備について国・関係団体等との連携強化を図りながら、受入拡大・共生に向けた環境づくりを進めていくことが必要である。

4 取組の基本方向と主な施策

<基本方向>

- (1) 外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる
- (2) 外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる
- (3) 外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行等を理解できる環境をつくる
- (4) 業界や企業等における受入環境づくりを支援する
- (5) 北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む

(1) 外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる

①啓発活動の推進

○先進事例集の作成

多文化共生社会の形成に向けて、先進的・積極的な取組を行っている市町村等と協働で「事例集」を作成し、道ホームページ等により広く周知することにより、地域における多文化共生社会の実現に向けた取組を促進する。

○講演会開催への支援

本道の地域国際化協会である北海道国際交流・協力総合センター（以下、HIECC）が開催している、地域社会に外国人を受け入れる環境整備の必要性等に関する講演会について引き続き支援を行うとともに、一層連携を強め、より広域的な開催が行われるよう働きかける。

②日本人と外国人との交流行事の開催

○イベントの開催推進

日本人と外国人とが共に交流できるようなイベントの開催について、市町村等へ働きかけを行う。

また、HIECCが開催しているイベントについて引き続き支援を行うとともに、海外からの研修生等と地域住民との交流活動を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携を図る。



ワールドフェスティバル in 石狩

③地域における多文化共生の担い手となる人材の育成

○市町村職員等に対する研修会の開催

多文化共生社会形成の重要性や先進事例等について、各地域で市町村職員等をはじめ、地域関係者を対象とした研修会を開催し、住民に身近な市町村における多文化共生の推進を担う人材の育成を進める。

○国等が開催する研修への積極的な参加

総合的対応策に記載されている地方公共団体職員等に対する研修や、自治体国際化協会等が開催する研修会等への職員の派遣を行うとともに、こうした研修会の開催について、市町村や関係団体等に周知し参加を呼びかけることで、道全体として、地域における多文化共生意識の醸成を図る。

○研修会・ワークショップ開催への支援

HIECC が開催している多文化共生社会の形成に向けたワークショップ等について、引き続き支援を行うとともに、HIECC との連携を強化し、地域におけるキーパーソンの育成を図る。

(2) 外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる

①情報提供・相談体制の充実

○現状・課題の把握と情報提供

市町村や関係団体との意見交換や調査などを通じて、地域における多文化共生の現状や課題、取組状況を把握し、市町村等に対して必要な情報提供等を行う。

○多言語で行う相談対応の体制の充実

在住外国人から寄せられる相談に多言語で対応するとともに、必要な情報提供や適切な機関への仲介・通訳補助などを行う北海道外国人相談センターに関し、国や関係機関、市町村等とも連携しながら、外国人に寄り添ったよりきめ細かな対応が行えるよう、相談対応・情報提供の一層の充実を図る。

○相談事例集の作成と市町村等への紹介

北海道外国人相談センターへ寄せられた相談を抜粋した相談事例集を作成して、市町村等に周知することにより、市町村等においても外国人から相談が寄せられた際に適切に対応できるよう支援を行う。

②災害時の情報提供・支援

○災害時における多言語支援の取組の強化

北海道防災情報システム等からの多言語による防災情報の提供や、ホームページにおける啓発資料の掲載、北海道防災総合訓練等における避難者への多言語による情報発信の実施などの取組を引き続き行う。

○多言語による災害情報の提供や防災教育・防災訓練の実施

災害時多言語支援コーディネーターを中心に包括的な支援を行う「(仮称)北海道災害時多言語支援センター」の早期開設を目指し、外国人の多言語支援など災害対応に必要な内容の検討・整理等を行う。

○「外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業」への支援

HIECC が実施している「外国人にも暮らしやすい地域づくり推進事業のうち、防災・災害対応関連事業（北海道災害支援多言語サポーター登録、外国人のための災害時対応訓練、救急搬送における多言語対応体験・研修会）について、HIECC との連携を一層強めるとともに、引き続き支援を行う。

<事例> 【防災教育・訓練の実施】（実施主体：HIECC）

○在住外国人（留学生）への防災教育・訓練促進事業

- ・座学：北海道で発生する自然災害について知る
地震と津波の基礎について
災害情報について
自助について
- ・ワークショップ：凶上退避訓練など
- ・体験：災害センターにて地震などの体験



③外国人患者の受入環境整備や子育て支援サービスの多言語化

○道内各医療機関情報の提供

道内各医療機関の診療科目や診療時間、対応可能な疾患などの情報を掲載している北海道医療機能情報システムを、英語や中国語など5か国語に多言語化し、本道を訪れる外国人等が医療を必要とする際、医療機関を自ら選択していただけるよう情報提供しており、引き続き情報を更新していく。

○地域での取組や医療機関への支援

医療関係者のみならず、観光・交通・消防などの幅広い分野の関係機関が参集する意見交換会を開催し、地域での外国人患者受入環境の整備を支援する。

また、医療従事者等の対応力向上を支援するため、接遇・語学等に関する総合的な研修会を開催する。

○子育て支援サービスに対する多言語化への支援

子育て支援サービスに対する多言語化を図る取組を実施する市町村に対して支援を行う。

④住宅確保のための環境整備・支援

○外国人の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供

外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報提供、居住支援等を促進する。

また、「北海道外国人居住サポーター」登録団体・事業者からも住宅情報の提供を行う。



制度イメージ

○公営住宅への入居

道営住宅では、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様に入居を認めているが、市町村営住宅においても、同様の取組を行うよう各市町村へ周知する。

⑤外国人児童生徒の教育等の充実

○実態の把握と指導助言等の実施

外国人児童生徒を受け入れている市町村や学校の実態を把握し、日本語指導の方法等に関する研修を実施するとともに、学校等への指導助言を行うなど、細やかな指導体制を整備する。

<事例> 【帰国・外国人児童生徒への支援】

◎運営協議会の開催

各地域や学校における日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒への支援の充実に向け、当該児童生徒に対する教育を進めるための方策を明らかにする運営協議会を開催。

<事例紹介>

○帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

連絡協議会の開催

[令和2年(2020年)9月4日]

於：むろらん広域センタービル]

- ・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が在籍する小・中・高等学校の管理職、日本語指導教員及び教育委員会職員等を対象に、受入体制の整備や特別の教育課程の編成、日本語指導の在り方などについての講義、演習、協議を実施。



⑥地域における外国人ネットワーク化

○関係団体等を通じた外国人ネットワーク情報の収集と、地域との共存のための対話の推奨

HIECC や市町村、市町村国際交流協会等を通じ、道内各地にある外国人のネットワークの設置状況等について情報収集を行うとともに、外国人ネットワークと日本人社会との共存に向け

た意見交換など、地域において対話が行われ、相互理解の推進が図られるよう、本庁と（総合）振興局が連携して市町村等に働きかけを行う。

（3）外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行等を理解できる環境をつくる

①外国人の日本語学習の支援、多言語化環境の推進

○やさしい日本語（※）の市町村等への普及

基礎的な日本語能力を有する外国人に理解できるような「やさしい日本語」の重要性や、作成のための基本的ルール等を市町村等に周知するとともに、市町村職員等を対象とした「やさしい日本語」の研修会を開催するなど、ホームページや広報誌、生活の手引などで用いられるよう普及を図る。

※<やさしい日本語>

基礎的な日本語能力を有する外国人が理解できるように作成された文章。弘前大学人文社会科学部が「ガイドライン」を作成しており、自治体国際化協会などでも当該ガイドラインを用いて、ホームページなどで掲出している。ガイドラインでは、「難しい言葉を避け、簡単な語彙を使う」「文は文節で余白を空けて区切る」「1文を短くして文の構造を簡単にする」「漢字は量に注意し、ふりがなを振る」など、14のルールが設けられている。

例

通常日本語：

カウンターに行き、申込用紙をもらい、住所・氏名を記載の上、受付に渡してください。

やさしい日本語：

カウンターに ^い行って ^{もうしこみようし} 申込用紙を もらって ください。

^{じゅうしょ} 住所と ^{なまえ} 名前を ^か書いて、^{うけつけ} 受付の人に ^{ひと}渡して ^{わた}ください。

○道ホームページの多言語化及びやさしい日本語化の推進

現在、道のホームページにおいて、4言語（5種類：英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ロシア語）で外国人向けの生活関連情報を発信するとともに、北海道外国人相談センターや自治体国際化協会のホームページへのリンクにより、13か国語に対応しており、今後も随時情報の更新を図る。

また、道庁のホームページにおいて、外国人が必要とする道行政関連情報の内容等について検討し、やさしい日本語を用いたページを作成する。

○日本語学習関連情報の収集と地域への提供

文化庁が実施する各種事業や日本語教育コンテンツ等に関する情報を市町村等へ提供し、地域における日本語教育が推進されるための環境づくりを支援する。

○地域における日本語教室に係る情報収集と紹介

市町村や地域の国際交流団体等が実施している日本語教室について情報収集を行い、市町村等に紹介するとともに、より多くの地域での開設を促す。

○道内の日本語教育機関（日本語学校）の紹介

道内に設置されている日本語教育機関（いわゆる日本語学校）について、市町村等に情報提供を行う。

○道内外の通訳・翻訳会社に係る情報収集と紹介

道内外の通訳・翻訳会社について情報収集を行い、市町村に情報提供するとともに、効果的な活用を図る。

○翻訳・通訳ツールの利用促進

民間企業等が開発している様々な翻訳・通訳のためのサービスや機器等について情報を収集し、市町村等に周知、利用を促進する。

<事例>【HIWA 日本語教室『まなぶ』】(実施主体：北海道国際女性協会)

○活動の概要等

- ・平成6年(1994年)、在住外国人に有意義な生活を送ってもらうこと目的に、日本語指導を通じ、様々なお手伝いを開始。
- ・在住外国人に対する日本語指導を行っており、現在、グループレッスン(入門コース、初・中・上級)と自宅でのマンツーマン指導の2形態。
- ・マンツーマン指導の学習者には、子育て支援、病院への同行等生活支援も実施。



②行政・生活情報の提供等

○「生活・就労ガイドブック」の普及

安全・安心な生活・就労に必要な基礎的情報が盛り込まれた「生活・就労ガイドブック」(法務省作成)について、市町村等に周知等を行い、道内に居住する外国人への普及を図る。

○市町村レベルの生活情報提供(ガイドブック、ホームページ等)や取組に係る先進事例の普及

外国語ややさしい日本語を用いた住民向けの生活情報について、ホームページでの情報提供や転入者向けにガイドブックを作成している道内外の市町村について情報収集を行い、先進事例として道内市町村に周知を図る。

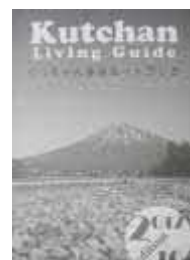
○地域におけるイベント等への外国人の参加促進

市町村や地域の各種団体が受入企業等と連携して外国人が地域イベント等に参画することができるよう本庁と(総合)振興局が連携して働きかけを行うなど、外国人住民と日本人住民のコミュニケーションの場を創出する。

<事例>【Kutchan Living Guide(生活ガイドブック)】(実施主体：倶知安町)

○英語版「生活の手引」作成と配布

- ・日本人住民向けの生活の手引と同内容のものについて、英語版を作成
- ・平成19年(2007年)から住民登録の際に配布
 - ・年間発行部数 約1,000部~1,200部



(4) 業界や企業等における受入環境づくりを支援する

①行政、業界団体等の連携体制の構築

○国や市町村、業界団体等との連携

外国人材を円滑に受け入れていくため、関係省庁が組織する受入業種別の協議会の立上げに向けた動きを踏まえ、道内において関係機関や業界団体が情報共有を行う連絡会議を設置し、関係者と情報共有を図る。また、介護分野や建設分野、農業分野、漁業分野における外国人材の受入状況等の現状や課題を把握・共有する。

②在留資格など諸制度に関する説明会・研修会の開催

○在留資格等に関する説明会・研修会の開催

道内市町村、業界団体、登録支援機関として登録することを検討している団体等のほか、関係事業者を対象に、在留資格制度等に関する説明会や研修会を開催し、制度等の周知を図る。

③外国人材の就業支援

○外国人材に対するキャリアカウンセリング

卒業後に就職を希望する留学生等の外国人材に対し、ジョブカフェにおいて、キャリアカウンセリングを実施するとともに、国の外国人雇用サービスコーナー等と連携し、外国人材の採用を希望する企業とのマッチングを図る。

○外国人材採用事例集の作成

外国人材採用企業の事例や在留資格、従事できる業務の範囲、雇用のための手続等を紹介する事例集の作成をはじめとした事例の普及により、企業における採用活動を促進し、外国人材の就業を支援する。

○外国人材と企業の交流会の開催

道内での就職を希望している留学生等の外国人材と外国人材の雇用を予定している企業との交流会及び外国人材を雇用している企業の見学会を開催し、外国人材の本道で働くことへの不安を軽減し、就業を促進する。

<事例> 【外国人留学生への就業支援】

◎ベトナム人材関係機関及びベトナム人留学生と道内企業との交流会等の開催

外国人留学生の道内就職を促進するため、道内企業等とベトナムの人材関係機関とのセミナーや交流会を開催したほか、外国人留学生と外国人材の採用に関心がある企業との交流会を開催。

<事例紹介>

○ベトナム人留学生と道内企業との交流会（オンライン併用）

[令和3年（2021年）2月19日（金）]

- ・外国人材の採用に関心のある道内企業と北海道での就職を希望するベトナム人留学生との交流やマッチングを図るため、交流会を開催。



○北海道ーベトナム経済人材交流会（オンライン開催）

[令和3年（2021年）2月26日（金）]

- ・ベトナム人材の採用や留学生の受入を希望する北海道の企業等を対象に、ベトナム人材の状況を紹介するセミナーや道内企業等と現地人材関係機関との交流会を実施。



○企業見学ツアー（オンライン開催）

[令和2年（2020年）10月27日（火）、30日（金）]

- ・道内で就職を目指す外国人を対象に、日本での就労イメージを持ってもらうため、外国人を採用している（予定している）道内企業を見学するツアーを開催。



④適正な雇用管理・就業環境の周知・啓発

○労働関係法令等の周知・啓発

中小企業向けの各種セミナー等を活用し、事業主が守らなければならない法令等の周知や、職場環境の改善事例の普及を行う。



○外国人労働者の相談体制の周知・啓発

外国人労働者からの相談については、厚生労働省が設置している「外国人労働者相談コーナー」や「外国人労働者向け相談ダイヤル」を紹介するとともに、これらについて企業や市町村などに対して国と協力して周知を図る。

⑤関係団体や企業等の取組への支援

○介護・農林漁業・建設・食関連分野の団体等の支援

技能向上を図るための集合研修（講義及び演習）の実施や受入施設における学習全般に対する取組への支援のほか、在留資格制度や外国人技能実習制度等についての周知・啓発を行うとともに外国人材の受入れに関する相談対応のほか、必要に応じて、関係機関の紹介を行う。

○外国人材の活用を新規に希望している業界団体等への支援

ワイン製造業におけるブドウ栽培や醸造など、外国人材の活用を新たに希望している業界団体等に対して、関係制度の効果的な利用や人材受入れの円滑化について、類似事例の情報収集を促すなどして、団体等が行う検討や取組を支援する。

○起業予定者への支援

起業準備活動を行う外国人が一定の要件を満たすことで、従来より長い在留期間が認められる北海道スタートアップビザ制度により、起業を促進する。

地域課題の解決を目的として新たに起業する方（外国人も可）に対し、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施する。

○人材確保のための職場づくりの支援

中小・小規模企業の意識改革や生産性向上を図るセミナーを開催するとともに、人材募集・

業務改善等の支援を実施するなど、外国人、女性、高齢者といった多様な人材が能力を発揮できる職場づくりを進める。

○外国人材に関する採用相談会の開催

外国人材の採用経験が無い道内企業等を対象に、外国人材の確保に向けたノウハウ等の講義や個別相談を行う採用相談会を実施する。

○外国人材の受入環境整備を行う地域の協議会への支援

地域が主体となった外国人材の受入環境を整備するモデルケースの創出に向け、地域の関係者による協議会の設置や、課題の整理、就労面や生活面のサポートの検討・実施などを支援する。

○働き方改革 特別相談窓口の設置

働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談対応・助言等を行う。



○国の支援制度の周知

「外国語版モデル就業規則」等が掲載されている厚生労働省のホームページや、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題等について専門家によるアドバイスを受けることができる「外国人雇用管理アドバイザー制度」などについて周知を図る。

○外国人留学生への支援

介護サービス事業所等が道内の介護福祉士養成施設に在籍する外国人留学生に奨学金等（学費及び生活費等）の貸付を行った場合に、その費用の一部を補助する。

(5) 北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む

①海外の関係機関等とのネットワーク構築

○道内企業等の交流機会の創出

北海道における外国人材の受入れが多い国とネットワークを活かし、海外の関係機関と道内企業等の交流機会の創出を図る。

<事例> 【ベトナムとの先行した取組】

◎ベトナムとのネットワークの構築

これまで、ベトナム計画投資省との経済交流の覚書を締結（H29.8）し、ベトナム計画投資省外国投資庁南部投資促進センターとベトナム南部との人材交流促進に向けた覚書を締結（H31.1）したほか、ベトナム労働・疾病兵・社会問題省の実務担当者等を招聘し、道内での人材セミナーや意見交換会への参加や、ベトナム人材の就労現場の視察の実施（R1.12）など、政府機関とのネットワークを構築。ベトナムにおける幅広い関係者と道内企業等の交流機会の創出を推進。

＜事例紹介＞

○ベトナム政府との覚書

[平成 31 年 (2019 年) 1 月 18 日 於：ホーチミン]

- ・ベトナム南部との人材交流の促進に協力して取り組むため、道とベトナム南部投資促進センターとの間で覚書を締結。
- ・今後、情報共有や交流機会の創出、交流促進事業などに協力して取り組むこととした。

[令和 2 年 (2020 年) 1 月 13 日 於：ダナン]

- ・知事とタイン労働・疾病兵・社会問題省副大臣が会談し、人材交流の促進に向けた覚書締結の意向を伝え、協力を依頼。



②道内の就業環境や生活環境の情報発信

○人材確保のための職場づくりの支援【再掲】

中小・小規模企業の人材募集・業務改善等の支援を実施するなど、外国人、女性、高齢者といった多様な人材が能力を発揮できる職場づくりを進める。

○外国人材採用事例集の作成【再掲】

外国人材採用企業の事例や在留資格、従事できる業務の範囲、雇用のための手続等を紹介する事例集の作成をはじめとした事例の普及により、企業における採用活動を促進し、外国人材の就業を支援する。

○海外の関係機関等への情報発信

北海道における外国人材の受入れが多い国の関係機関に向け、本道における就業環境や生活環境に関する情報発信を行うとともに、国内外の外国人材に向け、本道で働き、暮らす魅力を発信するコンテンツを作成し、発信する。

＜事例＞【ベトナムとの先行した取組】

◎ベトナムの現地関係機関などに向けて情報を発信

ベトナムとのネットワークを活用しながら、日本貿易振興機構 (JETRO) や北海道国際ビジネスセンター (HIBC) など道内の関係機関と連携し、道内の就業環境や生活環境の情報をベトナムに向けて発信。

＜事例紹介＞

○経済人材セミナーの開催

[平成 31 年 (2019 年) 1 月 18 日 於：ホーチミン]

ベトナムにおける人材育成の現状などについてベトナム教育訓練省など行政機関や大学 4 機関から聴取するとともに、北海道の学ぶ場・働く場としての魅力などについて地域・企業・関係機関からプレゼンテーションを実施。ベトナム側の人材育成機関等とのネットワークを構築し、今後の人材交流の促進に関する協力を要請。

[ベトナム企業等：19 社・団体、道内企業等 10 社・団体]



○留萌地域の取組

留萌振興局、留萌市、留萌観光協会、留萌商工会議所ほか、上記の「経済人材セミナー」に参加し、留萌に来ているベトナム人技能実習生のインタビューを動画で上映するなど、留萌地域の魅力をベトナムへ発信。

